

平成24年度 被災建築物の「応急危険度判定講習」のご案内

富山県土木部建築住宅課長 岡本 達也

応急危険度判定とは、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊などから生じる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るために行われる活動であり、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において我が国で初めて本格的に実施され、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においても、被災地各地で応急危険度判定活動が行われ、延べ8,000人以上の判定士が派遣され、95,000件以上の判定が実施され、その必要性和有効性が再確認されました。

富山県や隣県での活動実績としては、平成19年3月の能登半島地震の際には、氷見市において県内初となる判定作業が行われたほか、平成19年7月の新潟県中越沖地震や平成20年8月の南砺市大雨被害含め、県内、石川県、新潟県に多くの判定士を派遣し、被災地の復興の一助として貢献したところです。

このため、本県においても、平成7年度に応急危険度判定士の認定制度を創設して以来、講習会などによる技術者の育成や応急危険度判定体制の整備に努めております。建築士の皆様には貴重な技術力を社会に活かし、人々の生活の安全に大きく貢献するという意義をご理解いただき、この講習に積極的にご参加いただけますよう心から期待しております。

また、応急危険度判定士の認定証の有効期間は5年間となっておりますので、平成19年度に認定を受けられた方につきましては、本年度は更新の年にあたります。更新手続きを忘れずにしていただきますとともに、できるだけこの機会に講習を受けていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、この講習会は、(社)富山県建築士会に委託して毎年実施しています。

富山県被災建築物応急危険度判定士資格要件

- 1 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築士であること。
- 2 富山県内に在住又は勤務している者であること。
- 3 富山県知事が実施する応急危険度判定講習を修了した者、又は他の都道府県等から判定士の認定を受けている者であること。

（更新の場合の注意）

- 1 認定の更新を受ける場合も、富山県内に在住又は勤務している必要があります。
- 2 認定を受けられた後、県外へ移転された場合は、移転した都道府県で認定を受けてください。
- 3 応急危険度判定講習を改めて受講することは、認定更新の条件とはなっていませんが、できるだけ受講していただきますようお願いいたします。
- 4 テキスト（以前の講習会で使用したもの）をお持ちの方は持参願います。

「応急危険度判定講習」について

(社)富山県建築士会長 押田 洋治

この応急危険度判定講習は、富山県から委託を受け(社)富山県建築士会が実施するものです。

大規模地震が発生した直後に地震により被害を受けた建築物の危険性を判定し、二次災害を予防するためのものです。この機会に応急危険度判定技術を修得して下さい。

この講習の修了者には、「受講修了証」が交付され、また、別途申請すれば「富山県被災建築物応急危険度判定士登録証」が知事から交付されます。また、建築士会CPD制度の参加者がこの講習に参加された場合は、CPD3単位が付与される予定です。

まだ、受講されていない方や有効期間の切れた方は是非受講されますようお願いいたします。

■受講案内

日 時	平成24年9月26日（水）午後1時30分～5時まで
場 所	（社）富山県農協会館 8階 ホール（富山市新総曲輪2-21）
定 員	160名
申込期日	平成24年8月6日（月）～8月31日（金） *定員になり次第、締め切り致します。
受 講 料	無料（テキスト配布）
講 師	（1）「木 造」 澤田 徹 （（財）富山県建築住宅センター 課長補佐） （2）「鉄骨造」 上田 邦成（上田建築設計事務所 所長） （3）「RC造」 中勝 篤司（（株）司構造計画 所長）
テキスト	（財）日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会発行 『被災建築物応急危険度判定マニュアル』

（注）駐車場は用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

■申込方法

申込用紙（1名につき1枚。コピー可）に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。（FAX可）
申込者には、9月上旬頃に受講券を郵送いたします。

■申込・問合せ先

（社）富山県建築士会

〒930-0094 富山市安住町7番1号 富山県建築設計会館2階

TEL 076-482-4446

FAX 076-482-4448

平成24年度 応急危険度判定講習 受講申込書

*下記太枠内すべてにご記入ください。

フリガナ			昭和・平成	年	月	日生
氏 名			生年月日	男 ・ 女		
自 宅 住 所	〒 — TEL : FAX :					
勤 務 先 名						
勤務先住所	〒 — TEL : FAX :					
建 築 士 登 録 番 号	一級 ・ 二級 ・ 木造建築士（ 都道府県）登録番号 号					
所 属 団 体	建築士会・建築組合・建築学会・建築家協会・その他（ ）・特になし					
区 分	新規		更新（認定番号 ）※有効期限内のもの			
テキスト	・ 必要 ・ 不要（テキストを持参する。）					

事務局使用欄

・新規受付NO.

・更新受付NO.

・受講券発行